

# 定 款

社会福祉法人 詫間福祉会

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事二名、事務局員一名、外部委員一名の合計四名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第八条 評議員は無報酬とする。

## 第三章 評議員会

### (構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員会で選定する。

### (権限)

きは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
  - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 100 万円

(2) 香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7732 番 60 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘敷地 (4, 003. 14 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7732 番 106 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘敷地 (257 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7053 番 73 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘敷地 (1, 794 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7053 番 224 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘敷地 (349. 46 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7732 番 7 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘ポンプ室敷地 (59. 73 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7053 番 241 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘敷地 (388. 73 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7053 番 232 所在の特別養護老人ホーム  
たくま荘敷地 (1, 765. 66 m<sup>2</sup>)

荘建物 1 棟 (2, 840.99 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7732 番地 60 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建地域交流ホーム建物 1 棟 (332.09 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7053 番地 241、7053 番地 224、7053 番地 232、7732 番地 60 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建デイサービスセンター建物 1 棟 (332.26 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町詫間字小岩原 7053 番地 245、7053 番地 241、7732 番地 60、7053 番地 246 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建ケアハウス建物 1 棟 (2, 229.54 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町大浜字八重崎甲 1836 番地 3、甲 1835 番地、甲 1837 番地 所在の鉄骨造鋼板葺平家建デイサービスセンター建物 1 棟 (428.54 m<sup>2</sup>)

香川県三豊市詫間町大浜字八重崎甲 1841 番地 2、甲 1836 番地 3、甲 1836 番地 5、甲 1837 番地、甲 1838 番地、甲 1839 番地、甲 1841 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺・陸屋根 2 階建地域密着型特別養護老人ホームおおはま荘建物 1 棟 (2, 337.39 m<sup>2</sup>)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三豊市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三豊市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散

### (解散)

第三十六条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第三十七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

### (定款の変更)

第三十八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三豊市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三豊市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第三十九条 この法人の公告は、社会福祉法人詫間福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 三宅暉茂

附則 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則 この定款は、三豊市長の認可の日（令和元年 7月17日）から施行する。

付則 この定款は、三豊市長の認可の日（令和8年 4月 8日）から施行する。